



鳥取県公報

令和6年11月8日（金）
第9644号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（603）（孤独・孤立対策課） 2
	身体障害者福祉法による医師の指定（604）（障がい福祉課） 2
	指定自立支援医療機関の指定（605）（〃） 3
	知事指定薬物の指定（606）（医療・保険課） 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（607）（企業支援課） 4
	大規模小売店舗に関する承継の届出（608）（〃） 5
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 （609）（水産振興課） 6
	公共測量の実施（610）（県土総務課） 6
	指定障害福祉サービス事業者の指定（611）（西部総合事務所県民福祉局） 6
	開発行為に関する工事の完了（612）（西部総合事務所環境建築局） 6
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定の裁定（経営支援課） 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（消防防災航空センター） 7

告 示

鳥取県告示第603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社いわみ調剤薬局	岩美郡岩美町大字大谷2373-5	有限会社いわみ調剤薬局	岩美郡岩美町大字大谷2373-5	居宅療養管理指導	令和6年9月30日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社いわみ調剤薬局	岩美郡岩美町大字大谷2373-5	有限会社いわみ調剤薬局	岩美郡岩美町大字大谷2373-5	介護予防居宅療養管理指導	令和6年9月30日

鳥取県告示第604号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
脳神経内科	肢体不自由	守安 正太郎	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
循環器・内分泌代謝内科	心臓機能障害	中村 研介	〃
循環器内科	〃	渡部 友視	〃
内科・循環器内科	じん臓機能障害	岡田 睦博	鳥取市末広温泉町458 鳥取生協病院
小児科	呼吸器機能障害	坂田 晋史	米子市上福原七丁目13-3 鳥取県立総合療育センター
呼吸器内科・膠原病内科	〃	岡崎 亮太	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
外科	ぼうこう又は直腸機能障害	久光 和則	日野郡日野町野田332 日野病院組合日野病院
〃	〃	菅村 健二	日野郡日南町生山511-7 日南町国民健康保険日南病院
耳鼻咽喉・頭頸部外科	聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく機能障害	渡部 佑	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院

”	”	小山 哲史	”
---	---	-------	---

鳥取県告示第605号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

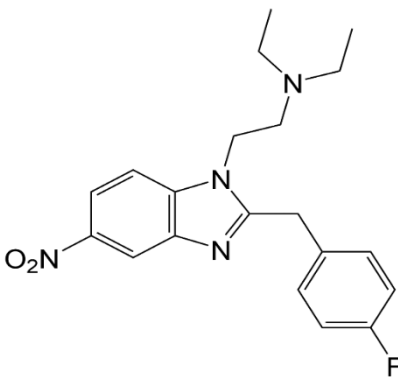
開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
株式会社ハート トアークヤマ ト	西伯郡南部町倭381 -9	フラワー薬局	西伯郡伯耆町溝口2 -1	育成医療、更生 医療、精神通院 医療	令和6年10月 1日
株式会社シニ アリビング・ スタイル	米子市安倍200-1	こころね訪問看護 ステーション東福 原	米子市東福原三丁 目9-1	”	令和6年11月 1日

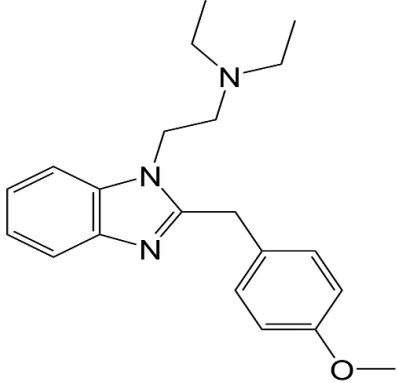
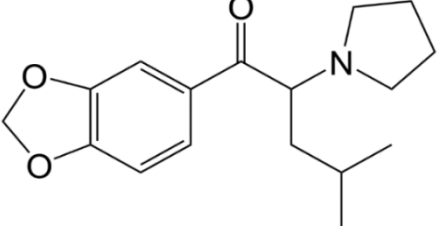
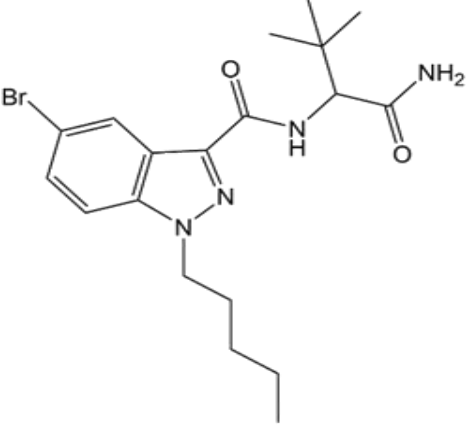
鳥取県告示第606号

鳥取県薬物の濫用の防止等に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
6-知(1)-5	Flunitazene、Fluonitazene	N, N-ジエチル-2- { 2- [(4-フルオロフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル } エタン-1-アミン及びその塩類 

<p>6-知(1)-6</p>	<p>Metodesnitatezene、Metatazene</p>	<p>N, N-ジエチル-2- {2- [(4-メトキシフェニル) メチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類</p> 
<p>6-知(1)-7</p>	<p>MD-PiHP、MD-PHiP</p>	<p>1-(ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) -4-メチル-2-(ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン及びその塩類</p> 
<p>6-知(1)-8</p>	<p>ADB-5' Br-PINACA</p>	<p>N-(1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -5-ブロモ-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類</p> 

鳥取県告示第607号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第

5条第1項第1号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A・コープトスク吉成店 鳥取市吉成779-3
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社エスマート 代表取締役 寺谷 淳 鳥取市湖山町北三丁目303
- 3 変更した事項
大規模小売店舗の所在地
変更前 鳥取市吉成779-1
変更後 鳥取市吉成779-3
- 4 変更年月日
平成12年7月13日
- 5 届出年月日
令和6年10月8日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和6年11月8日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第608号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地
A・コープトスク吉成店 鳥取市吉成779-3
- 2 承継された店舗面積
1,485平方メートル
- 3 承継する前に届出をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
トスク株式会社 代表取締役 小谷 寛 鳥取市行徳一丁目103
- 4 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社エスマート 代表取締役 寺谷 淳 鳥取市湖山町北三丁目303
- 5 承継があった年月日
令和6年2月29日
- 6 届出年月日
令和6年10月8日
- 7 縦覧に供する書類
届出書
- 8 縦覧に供する期間

令和6年11月8日から4月間

9 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

鳥取県告示第609号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和6年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取淀江加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第610号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（トータルステーション測量）
- 2 作業期間 令和6年10月21日から令和7年3月19日まで
- 3 作業地域 米子市吉岡及び西伯郡日吉津村大字富吉

鳥取県告示第611号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社わこう介護サービス	米子市東福原二丁目1-1	就労継続支援B型アルト	米子市末広町227	就労継続支援B型	令和6年11月1日

鳥取県告示第612号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和6年11月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和6年8月29日 鳥取県指令第202400132982号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市竹内町字宮ノ内

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市皆生五丁目17-50
築谷 俊助、築谷 佳苗

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和6年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
米子市日下字門田1818-2	田	832

- 2 利用権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
米子市日下字門田1818-2	田	令和6年 12月1日	10年	12,480

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構

理事長 西尾 博之

鳥取市東町一丁目271

- 4 農地の所有者等に係る情報

登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。

- 5 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに、鳥取地方法務局米子支局に補償金を供託すること。

- 6 補償金の還付について

農地の所有者等は、鳥取地方法務局米子支局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年11月8日

鳥取県消防防災航空センター所長 秋 山 賢 治

- 1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量

ア 鳥取県消防防災ヘリコプター（アグスタ式AW139型）運航管理業務 一式

イ 航空気象情報提供業務 一式

- (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

- (3) 業務の期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札は、紙入札により行う。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額（消費税不課税、非課税のものを除く。）とする。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の航空機部品及び修理であり、かつ、その他の委託等のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年11月20日（水）正午までに原則としてとっとり電子サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告の日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) この公告に示した役務に関する連絡及び調整について速やかに対応できる者であること。

(6) 入札日の時点において、航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項又は第123条第1項の許可を受けている者で、かつ、アグスタ式AW139型のヘリコプターを使用して、航空運送事業又は航空機使用事業（受託事業を含む。）を1年以上継続して行っている者であること。

(7) 本件調達物件と同種で同程度の規模であると認められる契約を、国又は地方公共団体と締結し、令和2年4月1日から令和6年11月8日までの間にその履行を完了した実績を有する者であること。

(8) 鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理業務等委託仕様書に定める操縦士等の有資格者を鳥取県の専任の職員とすることができる者であること。

(9) 航空法第20条第1項第3号、第4号及び第7号に掲げる業務の能力について、同項の認定を受けている者であること。

(10) 航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第2条の2の規定により、航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）第5条第2号トの区分に係る修理の事業の許可（同法第2条の8の規定による当該区分の変更の許可を含む。）を受けている者であること。

(11) 航空機製造事業法第9条第1項の規定による認可を受けている者であること。

(12) アグスタ式AW139型の機体製造者であるレオナルド社から、認定サービス工場証明（CSF：Customer Service Facility）を取得している者であること。

3 契約担当部局

鳥取県消防防災航空センター

4 入札手続等

(1) 入札及び仕様に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北四丁目344-2

鳥取県消防防災航空センター

電話 0857-38-8125

電子メール shobobosai@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

令和6年11月8日（金）から同月29日（金）正午までの間にインターネットの鳥取県消防防災航空センターのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/airrescue/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、郵送により交付し、又は次により直接交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、320円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に（1）の場所へ請求すること。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年11月8日（金）から同月29日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は、正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年12月23日（月）午前11時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月20日（金）午後5時までとする。

イ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、件名及び入札者名を記載した上で密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の（1）の場所に令和6年11月29日（金）正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載した金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

① Operation of tottori fire and disaster prevention helicopter (Agusta AW139) , 1 Set

② Provision of flight weather news service, 1 Set

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation : noon, 29, November, 2024

(3) Time-limit for submission of tenders : 11:00 AM, 23, December, 2024

(4) Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, 20, December, 2024

(5) Contact Point for the notice : Fire and Disaster Prevention Aviation Center Staff 344-2
Koyama-cyo kita, Tottori-shi 680-0941, Japan TEL 0857-38-8125